

都市計画道路とは

1. 都市計画法で定められた道路

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路です。

2. 都市計画道路の機能

都市内の道路は、人や物を移動させるための交通空間であるとともに、人々が集い、語り、子どもが遊ぶといった日常の生活空間でもあります。また、火災や地震などの災害時には、避難路としての役割や延焼をくいとする防火帯の役割を持っており、さらに、電気、ガス、水道、地下鉄などの各種都市施設を設置するための収容空間としての役割も持っています。表 - 1 にそれら都市内道路の機能を示します。

表 - 1 都市内道路の機能

機能の区分		内 容	
交通機能	通行機能	人や物資の移動の通行空間としての機能	
	沿道利用機能	沿道の土地利用のための出入、自動車の駐停車、貨物の積み降ろし等の沿道サービス機能	
空間機能	都市環境機能	景観、日照、相隣等の都市環境保全のための機能	
	都市防災機能	避難・救援機能	災害発生時の避難通路や救援活動のための通路としての機能
		災害防止機能	火災等の拡大を遅延・防止するための空間機能
	収容空間	公共交通機関の導入空間機能	地下鉄、都市モノレール、新交通システム、路面電車、バス等の公共交通機関の導入のための空間
		供給処理・通信情報施設の空間	上水道、下水道、ガス、電気、電話、CATV、都市廃棄物処理管路等の都市における供給処理及び通信情報施設のための空間
		道路付属物のための空間	電話ボックス、電柱、交通信号、案内板、ストリートファニチャー等のための空間
市街地形成機能	都市構造・土地利用の誘導形成	都市の骨格として都市の主軸を形成するとともに、その発展方向や土地利用の方向を規定する	
	街区形成機能	一定規模の宅地を区画する街区形成	
	生活空間	人々が集い、遊び、語らう日常生活のコミュニティ空間	

出典：実務者のための新都市計画マニュアル

3. 都市計画道路の種別

都市計画道路は、その機能に応じて表 - 2 に示すような種別に分類されます。

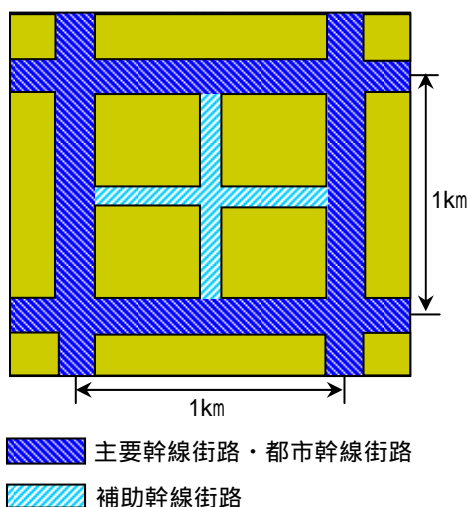
表 - 2 都市計画道路の分類と機能

道路の区分		道路の機能等
自動車専用道路		都市間高速道路、都市高速道路、一般自動車道等の専ら自動車の交通の用に供する道路で、広域交通を大量でかつ高速に処理する。
幹線街路	主要幹線街路	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通や都市内の枢要な地域間相互の自動車交通の用に供する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する。
	都市幹線街路	都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、居住環境地区等の都市の骨格を形成する。
	補助幹線街路	主要幹線街路または都市幹線街路で囲まれた区域内において幹線街路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線街路である。
区画街路		街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する。また、街区や宅地の外郭を形成する、日常に密着した道路である。
特殊街路		自動車交通以外の特殊な交通の用に供する次の道路である。 専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路 専ら都市モノレール等の交通の用に供する道路 主として路面電車の交通の用に供する道路

出典：実務者のための新都市計画マニュアル

4. 標準的な都市計画道路の配置（住宅地）

図 - 1 都市計画道路の配置



住宅地においては、図 - 1 に示すように、概ね 1 km^2 を標準とする居住地区を囲むように主要幹線街路、都市幹線街路を配置し、これらに囲まれた地域内に補助幹線街路を適切に配置することにより、居住地区内の通過交通を排除し、良好な住環境を保全します。

出典：実務者のための新都市計画マニュアル

5. 都市計画道路の幅員構成

都市計画道路（幹線街路）は、図 - 2 に示すように、安全性・快適性の向上を図るため、幅の広い歩道や植樹帯等を設け、歩行者と自動車を分離します。また、自動車の安全で円滑な通行が妨げられないように、沿道の土地利用によっては、停車帯を設けます。

図 - 2 幅員構成図

